

賃上げ見直し3年ごと

府

介護や保育、中間整理案

政

看護や介護、保育職の賃上げを協議する政府の「公的価格評価検討委員会」が年内にまとめる中間整理案が14日、明らかになった。介護や保育職の賃上げについて、進捗状況や目標の再検討を「3年ごとに行つ」と記した。すでに平均賃金を上回る看護師はキャリアアップに伴う処遇改善を検討する方針を明記した。

政府は11月に委員会を設け、今後の見直しの方向性を示す中間整理を年内にまとめるとしてい

た。2021年度補正予算案に22年2～9月の間、看護師は収入の1%に相当する月4000円、介護職員や保育士らは収入の3%に相当する月9000円の賃上げのための費用を計上した。10月以降は公定価格を見直して財源にする方針だ。

内閣官房によると、賞与も含めた賃金水準は月収に換算すると介護職員が29万3000円、保育士が30万3000円、看護師は39万4000円と

なる。介護職員と保育士は全職種平均の35万2000円を下回っている。

整理案では、処遇改善の最終目標を「職種ごとに必要な人材が確保され、仕事の内容に比して適正な水準まで賃金引き上がる」とした。

そのため「進捗状況の評価や目標・対策の再検討を3年ごとをめぐり」とし、段階的に賃上げをする方針を記した。とりわけ経験や技能のある人に重点をおいた処遇改善のあり方を検討し、

ほかの産業と遜色ない賃金水準をめざすとした。

看護師についてはまず新型コロナウイルス対応などを担う医療機関で働く人の収入を3%程度引き上げる。